

## 栃木県肝疾患コーディネーターの養成及び活用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「栃木県肝炎対策推進計画」及び「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」（平成29年4月25日付健発0425第4号厚生労働省健康局長通知）の基本的な考え方等に従い、栃木県肝疾患コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の養成及び活用について必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 県は、肝炎医療の促進や、肝炎患者及び肝炎ウイルス検査陽性者（以下「肝炎患者等」という。）への適切な支援を図るため、コーディネーターを養成及び活用する。

### (認定等)

第3条 知事は、次に掲げる要件をすべて満たす者をコーディネーターとして認定する。

- (1) 医師、薬剤師、看護師等の医療従事者、保健師等の保健所又は市町で肝炎対策を担当する者、産業医等の企業又は団体で健康管理を担当する者、肝炎患者又はその家族、その他肝炎の予防及び肝炎患者の支援の推進に意欲を有する者
  - (2) 県が実施する養成研修を受講し、習熟度に関する試験に合格した者
- 2 知事は、第1項の規定によりコーディネーターの認定を行ったときは、認定証を交付し、コーディネーター名簿に登録を行う。
  - 3 知事は、コーディネーターが所属する医療機関の一覧を作成し、公表する。
  - 4 知事は、コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定による認定を取り消し、第2項に規定する名簿から登録を抹消することができる。
    - (1) コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき
    - (2) 本人から認定取り消しの申し出があったとき

### (コーディネーターの役割及び活動内容)

第4条 コーディネーターは、肝炎患者等が適切な医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関、企業及び団体等の関係者間の橋渡しを行い、肝炎対策が円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。

- 2 コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。
- 3 コーディネーターの主な活動内容は、所属する機関に応じて次に掲げるとおりとする。
  - (1) 肝疾患診療連携拠点病院、専門医療機関、その他の医療機関及び検診機関
    - ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言
    - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
    - ウ 肝臓病教室等への参加
    - エ アからウまでのほか、第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
  - (2) 保健所又は市町の肝炎対策担当部署

- ア 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発
- イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
- ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨
- エ アからウまでのほか、第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(3) 民間企業、医療保険者等の職域機関

- ア 事業主、人事管理部門、従業員への普及啓発
- イ 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内
- ウ 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備
- エ アからウまでのほか、第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(4) 第1号から第3号までの機関以外の機関

- ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解促進のための住民等に対する普及啓発
- イ アのほか、第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(養成研修)

第5条 第3条第1項第2号に規定する養成研修の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) コーディネーターに期待される役割、心構え
- (2) 肝疾患の基本的な知識
- (3) 県の肝炎対策
- (4) 肝疾患診療連携体制
- (5) 第1号から第4号までのほか、知事が必要と認める事項

2 知事は、肝疾患診療連携拠点病院に養成研修の実施を委託することができる。

(活動支援)

第6条 県は、肝疾患診療連携拠点病院と連携して、研修会の開催、情報提供等を実施し、コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援する。

2 県は、肝疾患診療連携拠点病院と連携して、コーディネーターの活動内容について、啓発用ポスター、ホームページ、その他様々な広報手段を検討し、周知を図る。

(守秘義務)

第7条 コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第3条第4項の規定により認定を取り消された後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。